

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長
各都道府県警察の長
殿

原議保存期間	1年(令和3年3月31日まで)
有効期間	二種(令和3年3月31日まで)

警察庁丁給厚発第203号、丁企画発第129号

丁人発第164号

令和2年3月23日
警察庁長官官房給与厚生課長
警察庁長官官房企画課長
警察庁長官官房人事課長

新型コロナウイルス感染症対策における水際対策強化措置の対象国の追加について(通達)

我が国への入国者に対して14日間の待機等の要請を行う水際対策強化措置については、「新型コロナウイルス感染症対策における水際対策強化措置に係る留意事項について(通達)」(令和2年3月19日付け警察庁丁給厚発第195号ほか。以下「留意事項通達」という。)により示したとおりであるが、厚生労働省は、今般、米国の全域を当該措置の対象に追加することとし、当該措置を、令和2年3月26日午前0時以降に出発し、本邦に來航する飛行機又は船舶を対象とし、4月末日までの間、実施する(ただし、同期間は、更新することができる。)こととしたところであるので、各位にあつては、所属職員による米国への公務出張又は私的旅行(以下「公務出張等」という。)に際しても、留意事項通達に示す事項の実施を徹底されたい。

また、今後も、当該措置の対象国の追加、実施期間の更新等があり得ることから、政府における最新の動向の把握に努め、所属職員の対象国への公務出張等に際しては、留意事項通達に示す事項の実施を徹底することとされたい。